

## 修正申告により追加納付する消費税等の損金算入時期

税込経理方式を採用し、納付すべき消費税等について未払金経理をしている事業所得者が所得税と消費税の修正申告をすることになった。

修正申告により追加納付する消費税等の金額を、修正申告の対象年分の事業所得の計算上、必要経費に算入していいか？

【所得税】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12860492586.html>